佐賀県規則第8号

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則 附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和31年佐賀県規則第59号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
報酬及び職務の級表			報酬及び職務の級表		
職名	報酬日額	職務の級	職名	報酬日額	職務の級
略	略	略	略	略	略
建築士審査会委員	略	略	建築士審査会委員	略	略
宅地建物取引業審議会委員	9,500円	行政職 6 級			
小売商業調停員	略	略	小売商業調停員	略	略
略	略	略	略	略	略
防災会議委員及び幹事	略	略	防災会議委員及び幹事	略	略
石油コンビナート等防災本 部の本部員及び幹事	9,500円	<u>行政職 6 級</u>			
社会福祉審議会委員及び臨 時委員	略	略	社会福祉審議会委員及び臨 時委員	略	略
略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。